

中野区まちづくり事業住宅条例(平成8年中野区条例第28号)新旧対照表

改正案	現行
第1条～第17条(略) (区営住宅条例の準用)  第18条 区営住宅条例第13条、第15条から第17条まで、第18条の2から第21条まで、第27条及び第29条の規定は、事業住宅に係る使用料の徴収、使用者の費用負担、共益費、使用者の保管義務、同居の許可、許可事項、住宅の返還、保証金の還付等、不正行為等を理由とする明渡請求及び住宅の検査について準用する。  (指定管理者による管理)	第1条～第17条(略) (区営住宅条例の準用)  第18条 区営住宅条例第13条、第15条から第17条まで、第18条の2から第21条まで、第27条、第29条及び第31条の規定は、事業住宅に係る使用料の徴収、使用者の費用負担、共益費、使用者の保管義務、同居の許可、許可事項、住宅の返還、保証金の還付等、不正行為等を理由とする明渡請求、住宅の検査及び管理の委託について準用する。
第19条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により区長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に事業住宅の管理を行わせることができる。 (指定管理者が行う業務)  第20条 指定管理者は、事業住宅について次に掲げる業務を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"><li>— 事業住宅及び共同施設(区営住宅条例第2条第2号に定める施設に相当する施設をいう。)の保全、修繕及び改良に関する事項(区長の権限に属するものを除く。次号において同じ。)</li><li>— 使用者の共同の利便となる施設の整備その他居住環境の整備に関する事項。</li><li>— 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</li></ul> (秘密保持義務等)	
第21条 指定管理者の代表者その他の役員及びその業務に従事する者(以下「従事者等」という。)は、当該業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益を図る等不当な目的のために利用してはならない。指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者等がその職を退いた後においても、同様とする。 (委任)  第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 附 則 (略)  附 則 この条例は、平成18年9月1日から施行する。	(委任)  第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 附 則 (略)